

1. 件名: 日本原子力研究開発機構大洗研究所の使用施設等の使用前確認に関する面談

2. 日時: 令和4年10月3日(月) 13時30分~14時00分

3. 場所: 原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所

燃料材料開発部 燃料試験課 マネージャー他1名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹他1名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所照射燃料試験施設の使用変更許可に伴う使用前確認申請に関し、各設備の撤去スケジュール及び撤去に伴う安全性への影響について、資料に基づき説明を受けた。

- ・撤去対象設備のうち使用前確認を要するものについては、令和4年度1月中に各種接続システムの切離し及び閉止措置を実施した後、使用前検査を実施し、使用前確認を受け、2月末までに使用前確認証の受領を考えている。当該設備の解体・撤去については、令和5年度第3四半期から開始し、第4四半期中に解体・撤去に係る使用前検査の実施を考えている。
- ・使用前確認を要さないものについては、令和4年度1月中に解体・撤去及び使用前検査の実施を考えている。
- ・通常のバッグアウト作業及びグリーンハウス設置により、セル内から撤去できる元素分析装置、微小分析装置、金属顕微鏡及びコンベア装置については、以下の理由により当該設備の撤去は、セル等の閉じ込め機能に影響を及ぼすものではなく、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の6第1項第5号に規定する保全上支障のない変更の場合に該当すると考える。
- ✓ セル内に設置されている元素分析装置及び微小分析装置は、外部の系との接続に、当初から閉じ込め境界として気密性を有するカプラ(迅速流体継手)等を使用しており、設備の撤去によりカプラ等の気密性に影響を及ぼす

ことはない。

- ✓ セル内のセル内ボックス内に設置されてる金属顕微鏡は、セル外の操作部及びケーブルの接続に、当初から閉じ込め境界として気密性を有する金属製パネル等を使用しており、設備の撤去により金属製パネル等の気密性に影響を及ぼすことはない。
- ✓ コンベア装置は、セル間のトンネル内に設置されているものであり、特に外部の系との接続はなく、当該設備の撤去はセルの気密性に影響を与えない。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・使用前検査を要する撤去対象設備については、各種接続系統切り離し及び閉止措置～解体・撤去迄の一連の工事について、品質マネジメントシステムに係る検査を適用する等の観点から、一連の工事が完了した後に、使用前確認を受けることについて計画すること。
- ・その他の解体・撤去に係るスケジュール、及び当該撤去が残存設備の安全性（安全機能）に影響を及ぼさないことについて承知した。
- ・使用前確認を要する設備については、適切な時期に使用前確認申請を行うこと。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：照射燃料試験施設（AGF）に係る設備機器の撤去について

以上